

議案第17号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

安中市長 岩井均

記

1 放棄する権利の内容

市営住宅の住宅使用料請求権 237,900円

2 放棄する権利の相手方

略

3 権利を放棄する理由

上記対象者は、市営住宅使用料の滞納があるまま死亡したが、相続人の内、対象者の父は戸籍に記載がなく確知不能、他の相続人は相続放棄または死亡により不存在であり、かつ換価すべき財産も見当たらない。また、連帯保証人が負うべき債務はすでに全額分の消滅時効が完成しており、連帯保証人から時効を援用する旨の意思表示があったことから、債権を行使することができないため。